

## 中央新幹線事業に係る環境影響評価手続きについて

## 1 事業概要

事業者	東海旅客鉄道株式会社
事業名称	中央新幹線（東京都・名古屋市間）
事業の種類	新幹線鉄道の敷設（環境影響評価法第1種事業）
起終点	起 点：東京都港区 終 点：愛知県名古屋市
	主な経由地：甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部

## 2 手続きの経過

平成23年	6月 7日	事業者が計画段階環境配慮書を公表
	9月26日	事業者が県に方法書を提出（H24.2.28 知事意見提出）
平成25年	9月18日	事業者が県に準備書を提出（H26.3.25 知事意見提出）
平成26年	4月23日	事業者が国土交通大臣に評価書を提出（H26.7.18 大臣意見提出）
	8月26日	事業者が国土交通大臣、県、関係市町に補正後の評価書を提出
令和元年	10月30日	事業者が「可児市内大森発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果について」を県及び可児市に提出
	12月 4日	当審査会委員会Aの開催

## 3 審査会開催の理由

平成26年8月26日に提出があった補正後の評価書に基づいて、事業者から「可児市内大森発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果について」の報告があり、県として専門的見地から内容を審査するため。

## 4 発生土仮置き場の概要

事業者は、第一中京圏トンネル（大森工区）の掘削による発生土について、工事ヤード内の土砂ピットで1日1回を基本に検査を行うこととしている。このうち、土壤汚染対策法で定める溶出量基準値を超える自然由来の重金属等を含む発生土または酸性化可能性試験により長期的な酸性化の可能性のある発生土について、下記の発生土仮置き場を設置し一時的に保管するものである。

設置者	東海旅客鉄道株式会社
所在地	可児市大森地内
敷地面積	約7,000m <sup>2</sup>
発生土仮置き容量	約23,000m <sup>3</sup>
最大盛土高	約5m

○中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【岐阜県】（補正後）

6-3 岐阜県知事の環境の保全の見地からの意見（H26.3.25）及びそれについての事業者の見解

表 6-3-1(1) 岐阜県知事からの意見と事業者の見解（抜粋）

岐阜県知事からの意見	事業者の見解
<p>第1 総合的な事項について</p> <p>3 本意見書に基づく県等の対応</p> <p>(1)本意見書に基づいて県及び関係市町に報告等を行う際は、十分な時間的余裕を持って行うこと。</p>	<p>岐阜県知事の意見に基づいて県及び関係市町に報告等を行う際は、できる限り早い段階で、県及び関係市町と調整のうえ、適切に対応してまいります。</p>
<p>(2)県は、(1)の報告等があった場合には、必要に応じて審査会を開催するなど、更に環境保全上の意見を提出することとしているので、これを環境保全措置に十分に反映すること。</p>	<p>県から当社に対し環境保全上の意見が提出された場合は、それを環境保全措置に反映させるなど、適切に対応してまいります。</p>
<p>第3 個別の環境要素に係る事項について</p> <p>1.1 廃棄物等</p> <p>(1)事業実施に伴う発生土は膨大な量であり、その処理に係る行為（発生土の一時保管、運搬及び処分等）に伴い様々な環境影響が生じる可能性があるが、<u>発生土置き場等（一時保管場所及び処分場所）の具体的な位置・規模等の計画が明らかにされておらず、その調査・予測・評価の結果が記載されていない。</u></p> <p>このため、発生土の処理について、環境影響評価法に基づく手続きに準じた以下の措置を講ずること。</p> <p>ア 発生土の本事業内での再利用、他の公共事業等での有効利用の具体的な方策及び新たに設置する発生土置き場等の場所について早急に検討し、発生土置き場等の場所及び発生土運搬車両の走行ルートを含む発生土の搬出・処理の計画を策定すること。</p> <p>また、計画を策定した段階で、県及び関係市町に報告するとともに地域住民等に丁寧に説明すること。</p> <p>イ <u>新たに発生土置き場等を設置する場合には、その規模や設置場所の地域特性等を考慮し、必要に応じて専門家の助言等を踏まえて調査項目等を選定した上で、着工前に調査・予測・評価を実施し環境保全措置の内容を定めるとともに、着工後の事後調査及びモニタリングの計画を策定すること。</u></p> <p>また、<u>着工前の調査等が終了し事後調査等の計画を策定した段階で、県及び関係市町に報告するとともに地域住民等に丁寧に説明すること。</u></p> <p>ウ イで策定された計画に基づき、事後調査等を実施し、必要に応じて追加の環境保全措置を講ずること。</p> <p>また、事後調査等の結果について、県及び関係市町に定期的に報告するとともに地域住民等に丁寧に説明すること。</p>	<p>発生土置き場の設置に係る環境影響の調査、影響検討、環境保全措置、事後調査等については、ご意見を踏まえて、実施してまいります。具体的には、以下のとおりです。</p> <p>第10章に追記したとおり、発生土については、本事業内での再利用を図る他、関係自治体の協力を得て他の公共事業や民間事業の事業主体と調整を行い、これらの事業での有効利用を進めていくことを考えています。公共事業等で有効に活用していただくための情報提供や発生土置き場は、県を窓口として自治体等や関係機関と早急に調整させていただき、当社で具体的に計画していきたいと考えています。発生土置き場の場所及び発生土を運搬する車両の運行ルートについては、計画が固まった段階で、関係する自治体も含め地元にご説明し、工事を進めてまいります。</p> <p>また、第10章に追記したとおり、本評価書において具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難かつ環境への影響が大きい付帯施設である発生土置き場を新たに当社が今後計画する場合には、場所の選定、関係者との調整を行った後に、環境保全措置の内容を詳細なものにするための調査及び影響検討を実施します。調査及び影響検討の項目については、地域の特性や発生土置き場の改変の規模等によっては、必要により専門家の助言等も踏まえて選定してまいります。調査及び影響検討の結果を受け、各計画箇所について具体的に実施する環境保全措置の内容を決定し、工事を進めるとともに、効果に不確実性のある場合は、第10章に基づき事後調査を計画し実施します。</p> <p>さらに、資料編に追記したとおり、事後調査とは別に、工事中の環境管理を適切に行うことを目的に、事業者の自主的な取組みとして、工事期間中のモニタリングを実施します。事後調査等の計画については、工事の着手までに、県及び関係市町に報告するとともに、工事説明会等において地元の方々にはわかりやすくご説明してまいります。</p> <p>事後調査等の結果については、県と調整のうえで公表を行うとともに、今後、岐阜県環境影響評価条例に基づいて進める事後調査手続きにおいて報告を行います。</p>